名古屋市立東部医療センター開放型病床運営協議会規程

（目的）

第１条　本規則は、名古屋市医師会が定める「名古屋市医師会病診連携システム開放型病床利用要領」に基づき、名古屋市立東部医療センター開放型病床運営協議会の円滑な運用に必要な事項を定める。

（運営協議会の構成）

第２条　運営協議会の委員は、名古屋市立東部医療センター（以下「病院」という。）の院長を含む４名【院長、地域医療連携センター長、副院長（看護管理担当）、管理部長】と名古屋市医師会近隣７区支部【千種区、東区、中区、守山区、昭和区、名東区、天白区】の代表各１名、名古屋市医師会医療連携担当理事１名とする。

２　運営協議会に会長１名、副会長１名を置く。

３　会長には、名古屋市立東部医療センター病院長を充てる。

４　副会長には、名古屋市医師会千種区会長を充てる。

５　会長は、運営協議会を総理し、会長が事故ある時にはその職務を副会長が代務する。

６　委員の任期は２年とするが再任は妨げない。また、在任期間のある者についてはその在任期間とする。

７　運営協議会の事務局は、名古屋市立東部医療センター地域医療連携室に設置する。

（運営協議会の開催）

第３条　運営協議会は定例会のほか、随時に開催できる。

２　定例会は、原則として四半期毎に開催する。

３　臨時の開催は、委員からの開催要請に基づいて会長が必要と認めた場合とする。

４　運営協議会の開催にあたり、会長は必要に応じて病院、登録医、名古屋市医師会の関係者をオブザーバーとして招請することが出来る。

（その他）

第４条　本規則に定めのない事項については、当運営協議会において諮り、これを協議するものとする。

附　則

この規則は、平成２４年１０月１日より施行する。